

オーク 200 をめぐる地裁判決の結果について（談話）

2013年3月11日

大阪市をよくする会

事務局長 福井 朗

3月7日に、オーク200の土地信託について、金融機関（りそな、三井住友信託、三菱UFJ信託の各行）が事業費の赤字分637億円の負担を大阪市に求めた裁判の判決があり、大阪地裁は3行の請求通り、市に全額を支払うよう命じました。市は控訴する方針です。

オーク200は、大阪市の土地に、高級マンション、オフィス、アミューズメント施設、ホテルなどを建設し、その利益を配当金として市が受け取ることができるという土地信託契約でした。1988年契約当時は、30年の信託期間で272億円の配当を見込んでいました。国が「民間活力の導入」をあおった背景もありますが、こうした信託銀行の提案に飛びつき、市民の財産を提供し、637億円の負債を抱え込むことになった大阪市の責任は重大です。

もともと土地信託契約は、「利益は銀行、リスクは市民（市税による負担）」が前提となっており、利益が出なければ、信託に付していた土地が借金付きで返ってくるという契約です。その上、上記のように公共性の極めて低いもので、大阪市が契約しなければならない内容とは言えないこと、銀行とゼネコンをもうけさせるものに他ならないことは、繰り返し大阪市をよくする会が批判し、大阪市会では日本共産党議員団が指摘してきたところです。2012年2月に市の提案で受益権の放棄を大阪市会が議決していますが、提訴後の「後出し」として、その有効性を裁判では退けられました。遅きに失した対応と言わざるを得ません。

これまで銀行団はオーク200について、借入金に対する利息161億円、信託報酬21億円を受け取ってきた経緯があります。

以上を踏まえ、私たちは以下の2点を求めるものです。

- ・金融機関こそ、自らはリスクを取らない「儲け話」を市に持ち込んだ動機的責任があることを真摯に受け止め、応分の負担を行うこと。
- ・橋下市長は、銀行団に正面から向き合い、「負債は特別区で持つべきだ」などと発言し大規模開発推進の対応にこだわるのではなく、銀行の道義的責任と社会的役割を正面から求め、相当額の債権放棄を銀行に要求し、市民が受ける被害を最小限にとどめるよう尽力すること。

以上